

ひとまち 条例 区分	用途	ひとまち条例		バリアフリー法	
		特定公共的 施設	公共的 施設	特別特定 建築物	特定 建築物
				令5条、9条 ◇条例33条、34条	
1 医療 施設	病院又は診療所		○	◇1,000m ² 以上	○
2 商業 施設	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	300m ² 以上	○	2,000m ² 以上	○
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			2,000m ² 以上	
	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	50m ² 以上		2,000m ² 以上	
	飲食店				
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	300m ² 以上			
事務所	ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業、電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業及び電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。）の営業所又は事務所	○			
3 官公庁 施設	官公庁舎その他これに類する施設			2,000m ² 以上	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				
4 宿泊 施設	ホテル又は旅館（その他これに類する施設）	1,000m ² 以上	○	2,000m ² 以上	○
5 社会 福祉 施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人ホーム、市町村保健センター、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	○		◇1,000m ² 以上	○
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）			2,000m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			◇1,000m ² 以上	
6 教育 文化 施設	学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設	○		◇2,000m ² 以上	○
	学校			2,000m ² 以上	
	特別支援学校				
	博物館、美術館又は図書館				
7 公共 交通 機関の 施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		○		
	建築物であるもの	○		2,000m ² 以上	○
8 道路	道路及びこれと一体として整備される施設	○			
9 公園等	公園、遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設	○			
10 其他 の 施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場		○	2,000m ² 以上	○
	集会場又は公会堂				
	神社、寺院、教会その他これらに類する施設	300m ² 以上	○		
	展示場	500m ² 以上		2,000m ² 以上	○
	体育館、水泳場、ポーリング場、スキー場、スケート場その他これらに類する施設又は遊技場	○		2,000m ² 以上	○
	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはポーリング場				
	遊技場	500m ² 以上			
	公衆浴場	300m ² 以上	○	2,000m ² 以上	
	自動車の停留又は駐車のための施設	収容台数が30台以上		2,000m ² 以上	
	一般公共の用に供されるものに限る。			50m ² 以上	
	公衆便所				
火葬場					
ひとまち条例2（5）及び3に該当しない営業所又は事務所で床面積（これらの用途に供する部分の床面積に限る。以下同じ。）が1,000m ² 以上のもの		○	2,000m ² 以上		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	○			○	
一の建築物に存する戸数（寄宿舎又は下宿にあっては、寝室数）が50以上のもの					
工場		○			
	床面積が3,000m ² 以上のもの	○			
11 複合 施設	ひとまち条例1から7まで及び10に掲げる施設の複合施設で、その床面積が1,000m ² 以上のもの	○			
その他	公共用歩廊			2,000m ² 以上	○

※ ○は対象となるもの。バリアフリー法◇は、条例により対象となるもの。